

「満州国」統制経済下の農村闇市場問題

陳 祥

はじめに

本稿は、「満州国」（以下便宜上「満州国」の括弧を外す）が1942年9月に実施した農村生活必需品配給機構調査の報告書を手がかりとして、満洲国下の農村部の闇問題の実態を明らかにすることを課題とする。

農村生活必需品配給機構調査の報告書は満州国の県以下を調査対象とした調査である。ただし、この調査シリーズに関する報告書は完全に保存されていないので、本論では主に海城県と通陽県の報告書を利用する。そのほかの綏化県、開原県、安達県、延吉県などの調査報告書も利用する。これらの報告書を利用するにあたり、いくつかの問題点がある。まず、調査した県はほとんど鉄道沿線にある県であるという制約がある。奥地農村に関する調査をしていなかったか、あるいは報告書が残っていなかったためである。第二点は、満州国が実施した1942年の農村生活必需品配給機構調査は、戦局の悪化により後続の調査は中止された。満州国末期の農村社会に存在している闇問題の把握のための全面調査は見つかっていない。従って当時の農村闇問題を説明するためには、満州国の都市闇問題に関する調査報告書が必要となる。それ以外、『満洲評論』や他の調査を利用することによって補い推計しなければならない。

これまでの研究では、満州国地域社会が戦時中の統制政策により、どのように支配されたかについて検討しているが¹、統制政策以外にその存在が公然と認められた²闇市場にかかわる具体的な研究はほとんどない。特に、農村部の闇問題についての研究は、関係調査資料に制約されて、深く分析されたことはなかった。満州国の闇市場問題に触れた先行研究を整理しておこう。

まず、満州国社会経済の末端をとりあげた研究としては、風間秀人の著書があげられる³。風間秀人は日本帝国主義下の満洲国における代表的な民族資本であった土着資本・糧棧の動向を検討した。満州国の糧棧が統制政策の下で、農村市場を支配したことを日本帝国主義による農産物収奪政策の全体像のなかで検討した。しかし、闇市場については、「配給統制機構を通して農村市場に供給される生活必需品は、極端に減少し、大多数農民は正常なる手段にては入手することができないために公定価格の何倍かで購入せざるを得ない」⁴と述べたのみである。土着資本の糧棧が日本帝国主義の農産物収奪政策を規定していたとする論法は、闇問題を視野に入れていないと言えよう。

山本有造の『「満州国」経済史研究』⁵は、全般的に満州国経済の輪郭をあざやかに描きだ

した。本書の闇価格に関する部分では、新京物価指数のデータを利用して、「公定価格に比較した闇価の上昇倍率は幾何級数的な高騰を示す」⁶と指摘したが、農村闇問題には全く触れていない。

塚瀬進は、1940年代における「満州国」統治の社会への浸透を分析することにより、満州国行政面の支配は県城まで浸透したことを明らかにした⁷。塚瀬は満洲国の三大都市の闇経済の分析により、統制が広範囲に及んで、満州国の各領域を統制下に置こうとしたが、非日本人を動員することには必ずしも成功していなかったと指摘している。

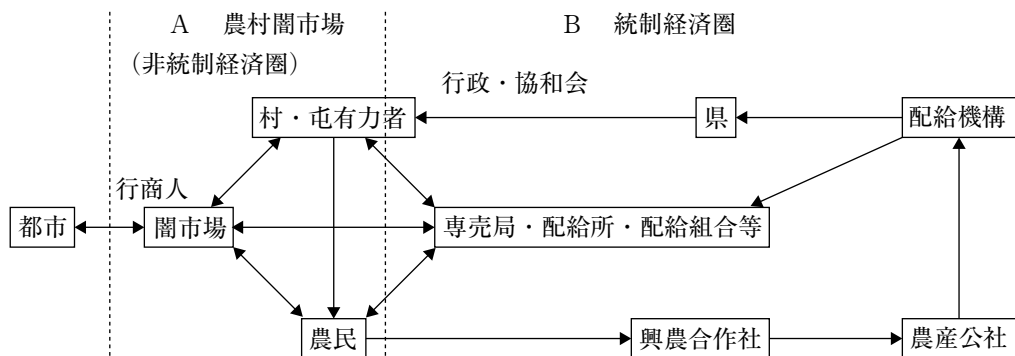
次は、中国方面の解学詩の『偽満州国新編』⁸は、闇市場問題に触れている。満洲国の闇問題と統制配給問題に分けて分析し、闇については価格暴騰と公定価格の差に言及した。たとえば、「その他の一般部品では、特に生活と密接な関係がある生活必需品は公定価格にもかかわらず、物価の暴騰を抑えられなかった。特に官定の公定価格以外には、いわゆる「民価」は実際に役に立っている。」⁹と分析した。つまり、日本帝国主義の失敗とともに、満州国は「民価」に対する統制は無力であった。

本稿では、かかる研究状況を踏まえつつ、以下の検討課題を設定する。第一は、満洲国における農村統制政策の構造を実態に即して検討することである。この部分の検討は、第二、三部分の闇問題の前提となる。

第二には、農民の統制に対する認識と闇市場形成の原因を検討することである。従来の満洲国の闇に関する研究は、前述したように、主に満洲国の都市と公定価格・闇価格、配給不足という面から闇市場を分析したが、それ以外の要素には全く触れていなかった。満洲国の闇問題について、農村部の問題は殆ど触れていなかった。満洲国農村の闇市場にはどんな特質があるのか、満洲国農民の統制に対する期待と農村部に特有な闇市場に対する原因を明らかにすることは重要であろう。

第三には、満洲国農村社会に存在している闇市場の実態を検討する。今までの研究は農村社会に存在している闇の実態にほとんど触れていなかった。ここでは農村闇市場はどんな流通ルートで都市へ流出して、歴大な闇市場を形成したかを検討する。

以上の検討課題に取り組むことによって、本稿は、「満洲国」農村に存在している闇市場問題の実態を具体的に究明しようとする。以下の図のように、「満洲国」農村社会に二つ経済圏が存在した。これまで研究は主にBの統制経済圏に注目していた。本稿はそれと対立しているAの農村闇市場に注目する。



I 農村統制政策の構造

満州国は、どのような仕組みによって満洲社会を支配しようとしていたか。特に県と県以下の農村社会に対する支配の構造を検討してみたい。ここでは主に1942年7月農村配給機構調査報告書を利用して、当時の県下農村部の統制の仕組みを分析する。

これまでの研究は、主に統制経済法令の頒布と改定に注目していたが¹⁰、統制経済法令が満州国の組織構造を通じてどのように社会末端を統制するのかについて言及していない。県以下の統制政策の実施は、1940年のことであった。満州国は、1940年に県レベルの統制機構の調整を行った。日本人の副県長を中心とする経済統制委員会あるいは整備委員会制度を設立した。たとえば、奉天省の海城県統制経済委員会は1940年6月1日に成立、吉林省の通陽県整備委員会は1940年5月21日に成立した。委員会の下に分科会を配置した。鋼鉄建築、燃料、皮革、金融、住宅、生活必需品、運輸、労務、糧食、木材、畜産、小麦などがある¹¹。地方経済統制委員会は最高経済方策を執行する機構で、中央と省の命令・指示により、具体的な執行方を研究し、画策した¹²。海城県の統制経済委員会の構成（表1）をみると、日本人官吏の数が圧倒的に多かった。その上、各分科会の主査も日本人が担当し、日本人官吏は全面的に県レベルの重要統制部門を握った。

表1 海城県経済統制委員会構成表

部門別	日本人		非日本人		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
顧問団	9	90%	1	10%	10	100%
委員長（副県長）	1	100%	0	0%	1	100%
委員	16	67%	8	33%	24	100%
幹事長（経済科長）	1	100%	0	0%	1	100%
幹事	11	92%	1	8%	12	100%
専売品分科会委員	11	79%	3	21%	14	100%
燃料分科会委員	16	94%	1	6%	17	100%
穀類分科会（一）委員	16	70%	7	30%	23	100%
建築分科会委員	11	73%	4	27%	15	100%
物価審査分科会委員	8	80%	2	20%	10	100%
労務分科会委員	12	86%	2	14%	14	100%
穀類分科会（二）委員	19	90%	2	10%	21	100%

注. 農村配給機構調査海城班「海城県配給機構調査報告書」（康德9年7月 56～64頁）より作成。

満州国は県レベルの統制機構を支配すると同時に、統制力を有効的に農村社会へ浸透するために、各街村でも同様の経済統制委員会あるいは整備委員会を配置した。街村に全面的な統制機構を配置したのは比較的遅かった。海城県の街村レベルの経済統制委員会が成立したのは、1940年の6-7月の間のことであった。通陽県の記録は比較的に詳しくあった。伊通地区は1940年の9-10月の間、街村レベルの整備委員会が配置された。双陽地区は、街村レベルの整備委員会を配置したのは1941年の3-4月であった。街・村レベルの委員会は「街村長ヲ委員長トシ所在機関職員若干名ヲ委員トシテ構成セラレ県委員会ノ指示ニ依リ概ネ物資配給ノ都度開会セラレ」た¹³。県一街村の統制機構を設立することにより、満州国社会の最末端の支配制度が整った。日本人は重要な街村の街村長を担当した。通陽県の二つ重要な街の伊通街と双陽街の街長は、すべて日本人が担当していた。

これまでの農村統制に対する研究は、農産公社・興農合作社・糧棧組合など農民に対する配給統制に偏っている。当時農村末端に対する配給は「通帳切符制」を採用していた。県統制経済委員会や県経済整備委員会は、県一街村の二級統治機構を通じて、農村に対する配給統治は当時農村の支配の実態であると考えていた。海城県の場合は、「麦粉・食塩・石油・火柴・豆油・砂糖ニ付テハ街村長ニ於テ各自通帳又ハ切符制ヲ採用シツツアリ、而シテ農民ニ対シ直接切符ヲ発給スルモノ又ハ屯長ニ切符ヲ発給以下農民ニ対スル配給ハ屯長ニ一任スルモノ等種々アリ」、「制綿花・打綿・綿布・綿靴下・綿糸・地下足袋・ゴム靴ニ対シテハ綿製品小売商組合、小売聯盟、打綿組合等ノ発給スル切符ニヨリ各農民ニ対シ配給シツツア」った¹⁴。満州国は満洲社会を基礎とする県一街村の二級統制構造の設立によって、県レベルの統治機構は街村長を通じて農村各屯レベルに浸透し、同時に各専売制度・販売組合と合わせて農民生活必需品の配給を支配できる。表2によると、県の統制機構は卸売人・小売人組合・小売人という三つの販売機構を通じて、小売人レベルまで約140個の小売業者をコントロールして農民に配給物資を配給した。理論的に考えると、行政と販売の両面を通じて、「満洲国」は制度上、街村社会の物資配給を支配できる。けれども、この統制構造は実施の過程で、いろいろな抜け道ができた。満州各地には闇市場が形成されて、満洲国社会末端の支配を動揺させる。この状況は後で分析する。

表2 安達県農村配給機関表

品目	元売捌人	卸売人	小売人組合	小売人
綿製品	哈爾濱織聯	伊藤忠又は丸永洋行	安達綿糸組合	26戸
ゴム製品	哈爾濱生必支店	肇州配給所	小売聯盟靴店組合	17戸
豆油	地場油房	興農合作社省联合会		安達合作社
	地場油房		安達合作社	雑貨業
糧穀	農産公社出張所	指定商(糧棧)	糧米組合	76戸
砂糖	生必支店	肇州配給所	小売聯盟雜貨組合	復聚成・広永久
専売品	安達専売局		専売品総合組合	合作社
石油	哈爾濱専売署	哈爾濱石油販売会社	販売人組合	19戸

注. 農村配給機構調査安達県調査班：「農村生必需品物資配給機構調査報告書」(康德9年7月) 21～22頁。

II 統制政策に対する満洲農民の要望と闇市場形成

満洲国社会では、闇市場問題がどんどん拡大した。闇問題に言及したこれまでの研究は、主に都市部の公定価格と闇価格や満洲国の三大都市の闇活動に注目した。しかし、闇市場の形成原因と農村部の反応についての分析はほとんどなかった。そこで、1942年9月7月の農村配給機構に対する調査報告書を利用して、統制政策に対する農民の要望と闇市場形成について検討したい。

1 農民の要望

統制政策によって、満洲国は農民に出荷を統制しながら、流通の配給面も前述された配給機構に頼って統制を厳しくなってきた。一方、満洲国農民から糧穀を集荷してから、日本帝国主義はなかなか対応する生活必需品を配給できなかった。農民は配給制度に対する不満をつのらせた。まず、配給される量の角度から農民が希望している配給量を検討しよう。通陽県の農民調査資料から見ると、「豆油と小麦粉如き満系農民の嗜好度著しい高い品目」¹⁵の配給は非常に不足にいた。そして、農村では、綿布・塩のような代替のきかない生活必需品が不足していたという。海城県の農民も同様であった。「塩ト綿布ノ配給量ノ増加、並ニ配給時期ノ適正化ニ関シテハ全調査農家ヨリ希望アリタリ」¹⁶があったという¹⁶。同県感王村葉深堡屯の農民の要望は「塩年十七斤、綿布五丈是非確保して」¹⁷、開原県の配給は「綿布ハ一年一人平均二十四尺ヲ要スルニ拘ハラズ八年実績ハ六尺前後ニ過ギ」¹⁸なかった。表3によって、配給量と農民が実際に求めている量との内に大きな差が存在している。農民たちは生活必需品の購入のために闇市場に頼らなければならなかった。そして、日本帝国主義の戦争がだんだん拡大することによって、配給量問題も日々深刻化になった。

表3 通陽県一人当たりの生活必需品実際配給量と農民要望配給量表 (1941年)

	小麦粉/年	塩/年	石油/年	火柴/年	綿布/年	豆油/年	砂糖/年	靴下/年
要望配給	9斤	20斤	27斤	14包	32尺	7.5斤	2斤	3足
実際配給	3斤	10斤	9~10斤	4包	10尺	1斤余	過少	1足

注. 農村配給機構調査第九班「通陽県配給機構調査報告書」(康德9年7月)57、58頁より作成。

次に、配給時期の問題を検討する。配給時期が先送りされたり、配給時期が農民の要望した時期とずれていたりした。通用県の農民は「綿布及塩ニツキ前者ハ旧二月及八月ヲ便宜トストル言ハレ殊ニ塩ハ春秋二回旧四月及十月ノ二回配給ノ要望ガ強」¹⁹かった¹⁹。塩の配給について海城県感王村葉深堡屯の農民も同感し、「塩ノ配給ハ農家ノ味噌ヲ作ル時期(五月頃陽暦)ト漬物ヲ作ル時期(九、十月頃)ニ重点的ニ配給」²⁰、開原県の農民は「平均配給ヨリ大醬生産時期ニ於テ時的重点主義を採用セラレムコトヲ希望」²¹にいた。一方、東北部に居住している朝鮮族は、「豆油ニ就テハ満系ハ毎月希望スルモ鮮系ハ佳節ニ限り之ガ配給方ヲ希望シ居」²²た。配給時期と農民の需要時期がずれているため、闇市場から購入せざるをえなくなっていた。

第三に、農民の配給機構に対する不満をみよう。自由経済時期には、農民は小売人・行人・店舗など農村商業機構から生活必需品を購入できた。農民と農村商業機構は比較的平等な売買関係が成立していた。当時の農村商業機構の東北農村社会に対する浸透度は割合に高かった。生活必需品が全部行政の力で統轄されるようになると、農民は生活必需品を獲得するために、屯長（村長）・興農合作社・各統制販売組合などの統制機構に従属しなければならなくなった。商業活動に従事していた土着資本は統制組合に加入し、農民に対する態度も変化した。品質・質量・サービス態度等はどんどん悪くなった。

通陽県の「配給機関ノ問題トシテハ一般ニ業者配給ノモノハ秤量、検尺又品質ニ不正多シト言ヒ、又街ノ者ト屯ノ者トニヨツテ諸種ノ便宜ノ取計ヒヲ異ニスル事モアツ」たという。

海城县大甲村験軍堡では「配給機関（商店）及村公署ノ職員カ農民ニ対シテ甚タ不親切ニシテ衙門化シテイ」た²³。

一方、闇経済活動を取り扱っている農村土着資本は従来のネットワークを利用して、余剰特産品を集める同時に、生活必需品などを農民に販売している。それに対して統制配給機構は土着資本の商業活動のように、各農村まで浸透できなかった。各屯まで一配給機構を設置することも不可能である。海城县感王村葉深堡屯の農民は「小麦粉ノ小売人カ居ナイ為柳公村迄買ヒニ行カネハナラヌ又其他ゴム靴、棉布等ノ配給ニ当ツテモ大石橋海城、騰鰲堡、牛莊等相当遠距離ニアリ農繁期ノ猫ノ手ヲモ借リタイ時ハ配給ノ権利ヲ放棄スルコトナ」ったという²⁴。葉深堡屯ような辺鄙なところにある村は配給機構が設置されていないので、農繁期には配給品を購入できず、農閑期になると、闇市場に生活必需品を購入せざるを得なかった。

2 農村における闇市場形成の原因

満州国末期の闇市場問題では、公定価格と闇価格が非常に拡大したところにある。ここでは従来ほとんど言及されていない農村社会における闇市場形成の原因について検討したい。

(1) 行商人の存在

行商人については従来ほとんど研究されていなかったが、近年「晋商（山西省商人）、徽商（安徽省商人）」などの研究が盛んになった。中国伝統社会における商人グループに関する研究は大きく進んでいる。これらの豪商は最初「行商」として、大量の資本を蓄積し、「坐商」になった。本文で論述している満州国の行商人は中国の伝統的な行商人と多くの点で非常に似ている。満洲の行商人は主に針・糸・燐寸・鉢・椀・靴下・煙草などの雑貨類を売り歩いていた。

現金で物売る以外に、物々交換によって品物を買っていることである。彼等がその代価として農民から受取るものには、豚や馬の毛、鶏や家鴨の卵などが多く、時にはなめされていない毛皮なども見受られる。之等は主として針や糸、女の装身具、化粧品類或いはマッチ等と交換されているようである。……以外に、糖葫蘆などを売り歩くものも見受けられた。²⁵

海城県のいくつかの屯の調査資料（表4）によると、各屯の公定価格はほぼ同じだったが、闇価格は非常に高かったし、値段も不一致であった。当時満洲国の経済統制政策は、「街村の生活必需品は県に集まれて、そこから各小売業組合に分割され、組合内の商人に配分され」²⁶た。各村・屯の経済分割体が形成されて、農村社会内部の闇価格差を拡大した。ここから、行商人の活動空間が拡大された。行商人は農村部にいるに巨大なビジネス活動空間があるため、「行商人ニ依ル配給品ノ闇取引ノ横行」²⁷していた。「(行商人ニ依ル配給品ノ闇取引は) 対農村必需品ノ暗取引ノ根源ト看做サル」²⁸、行商人の闇経済活動は相対的に満洲国の農村における経済統制政策を動揺させたと考えられる。

表4 海城県農村生活必需品価格調査一覧（単位：銭）

屯名		葉深堡屯	驗軍堡屯	八里河屯	東艾台堡屯
小麦粉（一斤）	公定価格	23～28	同左	同左	同左
	闇相場	70	70	90	90
塩（一斤）	公定価格	7	同左	同左	同左
	闇相場	15	30	9	9
石油（一斤）	公定価格	22	同左	同左	同左
	闇相場	200	200	150	150
火柴（一個）	公定価格	2	同左	同左	同左
	闇相場	15	13	12	12
高粱（一斗）	公定価格	220	同左	240	同左
	闇相場	1000	800	2000	2000
包米（一斗）	公定価格	215	同左	235	同左
	闇相場	—	800	2200	2200
粟（一斗）	公定価格	200	200	220	220
	闇相場	1400	1200	2200	2200
豆油（一斤）	公定価格	32	同左	同左	同左
	闇相場	170	200	230	230
砂糖（一斤）	公定価格	44	40	—	—
	闇相場	250	300	—	—
棉布（一尺）	公定価格	22	23	25	26
	闇相場	320	280	250	260
棉靴下（一足）	公定価格	50～80	50～80	—	—
	闇相場	400	190	—	—
石鹼（一塊）	公定価格	20	20	20	20
	闇相場	80	60	55	70
手巾（一枚）	公定価格	50	50	28	28
	闇相場	200	200	50	50

注：農村配給機構調査海城班『海城県配給機構調査報告書』（康德9年7月）41～45頁より引用。

(2) 配給機構から闇市場への物資流出

村長・屯長は満州国社会の統治機構の末端において、統制政策を施行する主体である。彼らは満州国社会の統治基盤とに期待されていた。街村経済統制委員会規程によると、「街村長ノ監督ニ属シ物資物価及労務ノ統制ニ関スル重要事項ヲ審議立案。」²⁹するとなっていた。街・村長や村長以下の屯長は各屯に対する配給物資の決定権を持っていた。だから、これらの地方有力者の多くは公平に配給を執行した訳ではない。彼らは「利潤追求ニ急ニシ且責任觀念薄ク特ニ物資配給上与ヘラレタル地位ヲ乱用スルノ傾向」³⁰があった。配給物資は村・屯長の手によって闇市場に流出した。

各屯並ニ屯民迄ノ配給計画ヲ立ツルニハ人員不足シ居リ且僅小ナル物資配給ニ依ル非難ヲ避クル為各村単位ノ配給ヲ行ヒタル上各屯並ニ屯民ヘノ配給計画ハ場合ヲ除クノ外、村整備委員会ハ村長ヲ中心トシ、警察官・屯長有力者等ヲ集メ割当計画ヲ立テ……大孤山村ニ付之ヲ見ルニ村整備委員会ハ必ズシモ公平ナル配給計画ヲ立テテ居ルトハ謂ヒ難ク寧ろ極言スレバ有力者ノ秘密会議的觀ヲ呈シ、村自体自然発生的集團性ヲ有セザル行政区割タル為、各屯ヘノ連絡悪ク各屯ノ代表タル屯長ノ出席セザル場合モ多ク、又出席スルモ、既ニ其レ以前ニ予備的打合せガ村ニ於ル委員ニ行ハレ業者モ亦有力者トシテ打合せ会ニ出席、相互ノ利益ヲ図リツツアルヤニ見受けラレ……一部人士ノ利益ノ為ニ運用セラルル怖レ多……人的問題ハ又一部分ノ特例トモ思ハレズ、相当普遍的ナル現象トシテ考フル³¹

彼らは満州国統制政策の下にある執行機構として最終的に配給物資を決められる立場にあった。しかし実際の配給過程において、彼らはいろんな手段を通じて本来の配給物資を占有し、ひそかに物資を闇市場に流出させた。

村整備委員会ハ其ノ人的關係ヨリ運営上遺憾ノ点多ク各委員並ニ商人ガ相互ノ了解ノ下ニ一定ノ特配ヲ一部ニ行フニ対シ商人ノ不正ヲ或程度寛大ニ黙認スル模様アリ³²

表5は、通陽県のある村は実際に配給する時に、「全村人口ニ26,678人ニ対スル各機関人員ハ75人ニシテ例令家族割合ヲ含ムモワズカ1%ニ過ギザル状況」³³であったという。特配という名目で相当数の配給品が村内有力者に占有されていたことがわかる。海城県の場合も同じような状況が存在した。

葉深堡屯209戸1226人ニ対シ屯長代表シテ康德9年（注：1942年）3月30日感王村公所ヨリ、1218張ノ配給票カ交付サレタルモ本實際調査ニ当リ今年中綿布ヲ貰ツタモノハ地主及自作農ノ一部ニ相当多量配給サレ居ルモノノ如ク配給ノ不公平ト其ノ一部ヲ闇ニ銷流セシメ居ルモノノ如シ³⁴

全国的にも同様のことを考えられ、相当数量の配給品が不正に流通したことを推知できよう。闇市場への物資の流出は、満州国統制政策の基盤を動揺させたと考えられる。

表5 通陽県一農村の特配状況

年月	品名	一般配給数量	特配数量	パーセント
1941年3月	石油	6,972斤	1,617斤	23%
1941年6月	小麦粉	27,930斤	2,008斤	7%
1941年8月	ゴム靴	468足	430足	92%
1941年9月	小麦粉	2,311斤	270斤	12%
1941年12月	靴下	4,920足	486足	10%

注. 農村配給機構調査第九班『通陽県配給機構調査報告書』（康德9年7月）60～61頁より作成。

(3) 農村土着資本金の流入と菟市

満州国の闇問題が益々深刻になったもう一つ原因は、満洲農村の土着資本金が流入したからである。農村の土着資本金の規模は闇市場の規模に対応していた。満洲国経済統制政策が実施される前には、満州の土着資本代表の糧棧は満洲国の成立によって、満洲農村社会に対する支配から退去していなかった。糧棧は弾力的に新しい満洲国政権を対応しながら、旧来の農村社会支配システムも利用して、頑強的に満洲国農村の特産市場を支配していた。統制経済期に入ったばかりの1938年時点では、満州国の糧棧は4,500強店舗あった。³⁵しかし、農事合作社が設立されるようになり、それと競合する糧棧は次第に事業を縮小せざるをえなくなった。1943年12月には満洲の糧棧総数は2,317個³⁶まで減少した。これらの土着資本の相当部分は闇に転換したと考えられる。まだ営業している土着資本も合法的な営業身分を利用して、ひそかに資本金を闇に流出した。これらの土着資本は元々農民とのネットワークを利用して、町の郊外地で町と農村の間の各種闇貿易を行っていた。

県南門外西湖春（料理店）トハター取引ニ依り本年一月ヨリ六月迄ノ間ニ高粱米二斗、大豆二斗、米一斗ヲ西湖春ニ引渡シ之カ対価トシテ西湖春ヨリ小麦粉五十二斤ヲ数回ニ亘リ貰ヒ受ケ居リタリ而モ本調査戸ハ自興村主点部落タル験軍堡ノ農家経済調査戸トシテ合作社ヨリ指定サレ居リ別ニ家計調査簿ノ内ニ記載シ居リタルモノヲ摘出調査シタルモノニシテ如斯基商人トノ間ノ闇取引ハ相当頻繁ナルモノノ如ク観取サレタリ³⁷

海城県の西湖春料理店は小規模の土着資本で県城と農村部間の闇貿易商である。他の大規模な土着資本が更に都市や区域の闇貿易に従事していた。1939年の報告がある。

龍江省訥河県糧棧十数名は、穀粉会社の複代理人として小麦を買付、代理収買人に売却せず奉天、安東方面へ高価に横流して、訥河県下全糧棧が違反に問はれ、罰金、追徴金合計七十万圓以上を科せられたる³⁸

一方、綏化県満系糧棧の資本金変遷の表6を見ると、満州国建国後、満系糧棧の資本金と軒数がいったん減少したが、その後だんだん回復してえいる。しかし、統制経済に入ってから土着資本が急に減少し、数字だけから見ると1942年度満系糧棧の資本金はピーク時の1940年に比べ、約74%廃業したという。表7によって、これら廃業した満系糧棧の60.5%の資本金はそのままに綏化県内に残り、他には県外に転じた。県外に転じることは必ず綏化県との

関係を断絶するわけではないと考えている。廃業した満系糧棧の資本金は無業と称しながら金貨業又は仲買業を営んでいるもの58.6%と露天商5.2%を占めている。つまり、統制経済政策の強化のなかで、綏化県満系糧棧の大部分は地元に残り、元の商業ネットワークを利用して営業を続けた。これらの資本は統制政策の配給システムに入っていないため、配給システム以外の闇市場に流出していた可能性が高い。

表6 綏化県満系糧棧資本変遷（単位：万圓）

	建国前	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
軒数	13	9	15	24	61	51	33	29	12	5
資本額	40.20	32.99	25.57	40.32	54.32	47.57	50.70	101.73	58.03	36.23

注. 松本幸一「特約収買人廃止後に來たるべきもの——戦時統制経済下に於ける土着資本基本対策に関する覚書」（『満洲評論』第27巻第9号 昭和19年9月 第11頁より引用。）

表7 1936年度～1942年度綏化県満系廃業糧棧調査（単位：%）

地域別	軒数比率	資本比率	転業先別	軒数比率	資本比率
綏化県に残留	54.4	60.5	無業と称し金貨業又は仲買業を営む	54.8	58.6
綏化街に移る	7.1	7.2	当舗に転ず	6.5	3.6
慶城に行く	1.7	0.7	露天商に転ず	9.7	5.2
望奎に行く	1.7	3.1	精白商に転ず	6.5	5.3
海倫に行く	1.7	1.7	酒製造業に転ず	3.2	6.7
ハルピンに行く	8.8	9.0	旅館業に転ず	3.2	1.8
佳木斯に行く	3.5	3.1	大車店に転ず	3.2	1.2
南満地方に行く	1.7	0.6	木材業に転ず	3.2	6.1
関内地方に逃避	12.3	11.0	糧棧事務員となり	9.7	11.5
行先不明	7.1	3.1			

注. 松本幸一「特約収買人廃止後に來たるべきもの——戦時統制経済下に於ける土着資本基本対策に関する覚書」（『満洲評論』第二十七巻第九号 昭和19年9月 第12-13頁より作成。）

農村の土着資本金は闇市場に流入した。

闇取引就中行商人並ニ小売商店ニ於テ行ハルル闇取引ハ農村ニ於テ普通化シツツアリ且又蒐市ニ於ケル闇相場ノ横行ハ言語ニ絶エスモノ」³⁹……「毎月一定ノ期日ニ開催サレル蒐市ニシテ、原則トシテ附近農村ノ蔬菜類ヲ販売シタリ、家畜ノ市場ニシテ其ノ間ニ廻シテ都市ノ商人カ生必品ヲ闇相場ヲ以テ販売シ居ルモノナリ」⁴⁰

一般的な農家は闇取引に参加していたと考えられる。この蒐市は自由経済期時代に、主に農民と糧棧を代表している満系土着資本が集まって満洲各地で行われていた。農民は馬車などの運搬工具で特産品を積み、慣習上に定まったところに集まって、農民はそこにある各種糧棧へ特産品を売り出す。農民と糧棧の間には何等の仲介もなしに直接売買の取引が行われていた。そして、県城中で公然的に蒐市を行われることを禁止されていたため、県城の城門外などで行う場合が多かった。これらの蒐市は農村と都市の物流連結点になった。海城県城の蒐市については以下の記録がある。

毎月三、六、九ノ日南門外ノ海城河ノ橋ヲ渡ツタ処ニ在ル広場ニ開催サレル、其他家畜市場、野菜市場ハ毎日開カレル本市場ニ於テ洗濯石鹼カー一個七〇銭ニテ売買サレ、……且又営口ヨリ袋ノ中ニ石鹼ヲ入レ行商シ居ル者ヲモ見受ケタルモ買受ケタル」。⁴¹ 同県の感王村の菟市には「毎月二、五、八ノ日ニ家畜市場カ開カレルモノニシテ」、大甲村には「毎月二、六、九ノ日ニ菟市アル模様ニテ、本村ノ市ハ時間ノ都合上之ヲ見ルコト能ハサリキ」⁴²

菟市の行商人は生活必需品を闇価格で販売した。販売は生活必需物資配給機構の配給時間をおぼろしく行われた。菟市で集められた物資を都市に闇流入させ、大連経由の密輸や華北へ密輸を行った。

満洲国による統制経済の実施により、農村部の統制が進められた。しかし、満洲国農村はこの体制をなかなか受け入れなかった。村・屯の有力者は各自の利益を守るために、相当数の配給品を占有した。そして、彼らは余分の配給品を闇市場に流出した。この点からみても、満洲国の大部分の農村地域の統制に成功したとはいえない。大部分の満系土着資本は配給機構に入らず、闇市場に流入した。

Ⅲ、満洲国農村闇市場の実態

闇問題が満洲国の農村統制を動揺させたことを示す資料は割合に少ない。都市の統計によって農村から流出した闇物資の問題がわかると考えられる。南満洲の大都市奉天について、以下の記述がある。

満系人口が約20万人と見て、毎月六千疋の闇糧穀が必要となり、尚此の他に浮動人口と称する配給物資に入らざる部分が約10万人と推算して、之等は全部闇購入で暮らすれば一人15疋にて毎月1,500疋、両者を合計すると七千五百疋となり、之を奉天の糧穀の闇一疋二円と見て、毎月二千五百万円、年間には一億八千万円の莫大なる闇資金となる。斯る莫大数の主要糧穀の闇が旋風の中心となって……大都市に隣接する農村に於いては、…都市への闇物資搬入の代償として都市の闇資金の膨大量が毎月農村へ流入し、百姓の懐中に吸収される。推算に依れば現在農村より都市への闇糧穀の搬入に依って、都市より農村へ流入する金が年間十億円乃至十二億円の多額に上ると云はれるが、単に糧穀のみに止らず蔬菜の闇、食品類の闇にて満農は現在相当に豊富な資金を持って居る。⁴³

1944年の奉天では九コの大市場があり、莫大な闇市場を通して消費者に販売した。

原材料、製品、生活必需物資一般の商売がこの九大市場（店舗451軒、露店1,096軒）では殆ど公認された形で、統制とは凡そ無関心然として取引されている。……購買客数は一日三万人以上でその売上代金約三十五万円……⁴⁴

表8 奉天市日常生活の闇依存率（1944年4～9月平均）

品目	雑穀	蔬菜類	魚類・肉類	其他食料品	調味嗜好品	衣料品	燃料	総平均
満系	70%	69%	91.1%	67.3%	63.6%	85.6%	62.9%	74.9%
品目		雑品	嗜好品	食料品	調味品	衣料品	燃料	総平均
日系		51.9%	3.4%	43.2%	11.0%	42.1%	35.9%	30.1%

注. 満州中央銀行調査部『都市購買力実態調査報告書』（康德11年7月）第210頁より作成。

このように都市部に住んでいる人々は、闇経済への依存度を非常に高めていた。闇市場の店舗や露店は、満州国各地の農村から生活必需品を集め、都市部の消費者に販売する闇流通システムが形成していた。

一方、農村部の綏化県について、以下の記述がある。

四十四人の家族を有する三合屯の劉家では、昔織物を自由に手に入れた時代には、家族員中十五歳を越えた男子は大布（大尺布一八吋二二碼）一疋（一反のこと）、一〇～一五歳のもの半疋、五～一〇歳三竿（一竿は五尺）、婦女は一〇歳以上のもの半疋、五～一〇歳の三竿といふ割合で毎年『家全体』として支給したが、康德八年頃から綿布が自由に手に入らなくなったため、織物一疋の代りに金を四十圓（康德八年度）ずつ各家族員に支給したといふ。⁴⁵

1941年以降、劉家家族全員44人は40元ずつを支給されていたが、農村の配給機構から公定価格で生活必需品を購入できないため、闇市場から生活必需品を購入しなければならなかった。藤田順三は1940年6月から1943年4月まで遼陽市警務科経済保管股長の任にあり、この2年10ヶ月で遼陽市で経済統制違反の中国人1,400人余りを逮捕した。⁴⁶

土着資本の各商店は、農家に生活必需品を供給すると共に、闇活動にも参加した。安達県の紹武興農会の談に「街ニ行ケバ何デモ手ニ入ル只無暗ニ高イ丈デ幾ラデモ入手スルコトカデキル」⁴⁷とある。海城県下各商店の営業状況（表9）を見ると、公定の対農家生活必需品の取扱は総資本金の二割弱を占めている。それに対して、相当の資本は他商品を取り扱っていた。

表9 海城県下各商店営業実態調査表（1942年7月調査）

商店名	資本金 (A)	利益 (B)	B/Aの割合	対農家生必需品 取扱金額 (C)	其他商品 取扱金額	合計 (D)	C/Dの割合
盛記公司	30,000	128,698	429%	130,633	564,473	695,106	19%
公興湧	66,200	-1,424	-2.2%	40,081	321,143	361,224	12%
公和盛	38,000	10,193	27%	249,756	278,865	528,621	47%
德泰盛	41,060	18,155	44%	20,009	83,755	103,764	19%
德興東	16,300	17,397	107%	23,751	116,492	140,243	17%
同昌盛	18,000	728	4%	638	90,751	91,389	1%
天興会社	10,000	54,079	541%	5,682	249,964	255,646	2%
慶昇厚	88,000	15,459	18%	20,906	113,100	134,006	16%
德昇厚	60,000	47,677	80%	21,414	183,721	205,135	10%
大徳厚	41,000	64,985	159%	13,498	99,173	112,671	12%
大連商行	26,150	-10,947	-42%	1,671	165,518	167,189	1%
東和洋行	8,000	1,168	15%	27,070	6,239	33,309	81%
日盛福	1,000	4,195	420%	792	27,115	27,907	3%
協和商店	4,000	-704	-18%	12,591	28,014	40,605	31%
天福興	1,000	-1,401	-140%	576	4,887	5,463	11%
万盛興	10,000	4,801	48%	4,971	45,700	50,671	10%
合計	458,710	353,049	77%	574,039	2,378,910	2,952,949	19%

注. 農村配給機構調査海城班『海城県配給機構調査報告書』（康徳9年7月）69～72頁より作成。

このように、満州国の都市は、農村から膨大な物資を集めた。蒐市を通じて物資を集め、土着資本が輸送をした。統制経済期における農村経済は、配給機構の一翼を担いながら、闇市場を形成した。満洲の県城は張氏軍閥時代から、経済力・政治力が集中して、農村・農民対する関係を強化したことを明らかにした。

おわりに

統制経済期には、県以下の市場は配給統制機構によって統轄された。生活必需物資が十分に農民に届かなくなった。その結果、闇活動が盛んになり、戦局と共に県下の蒐市を中心として村や屯まで浸透した。農村部の闇活動は配給統制政策の隙間を利用してどんどん拡大した。満州国は日本人を中心とする県統制機構をつくり、県統制機構を通じて街・村を統制しようとした。しかし、多くの村・屯の有力者は配給権力を利用し、自らの利益を求めて、大量の配給物資を闇に流出させた。一方、農民たちは手元の一部生活必需品を闇に流出させ、生活必需品を購入した。農村の統制配給機構の外で「行商人—村・屯の有力者—農民」という「三位一体」の闇市場が形成された。「行政—協和会—合作社」という「三位一体」の配給統制政策と対峙し、共存した。しかし満州国の統制経済圏はだんだん弱体化し、1943年以

降、農産物の集荷を実現するために、警察力も動員しなければならなくなった。1945年になると闇経済は公然とその存在が認められるようになった。この一連の中で、「満州国」は元々経済統制に入ってから、県一街・村の二級統制構造を通じて農村社会末端を支配しようとした。

満州国の権力支配は農村末端まで浸透していたとはいえない。行商人や相当数の村・屯有力者、農民はかなりの程度で統制経済圏の外側に遊離していた。「満州国」政権の崩壊により、統制経済圏が一気になくなった。非統制経済圏の闇市場は現実の経済循環システムになった。このシステムを誰か把握するが満州国政権崩壊後の重要な課題になった。

注

- 1 「満州国」についての研究は、浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争期を中心に』（時潮社、1986年）、山本有造編『「満州国」の研究』（緑蔭書房、1995年）など総合的な成果が出され、近年では「満州国」に対する研究成果が一層進んできた。山本有造『「満州国」経済史研究』（名古屋大学出版会、2003年）、田中隆一『満州国と日本の帝国支配』（有志社、2007年）、日本の殖民地文化学会と中国の東北淪陷十四年史総編室共編『「満州国」とは何だったか』（小学館、2008年）などの大きな進展があった。
- 2 塚瀬進：「1940年代における満州国統治の社会への浸透」（『アジア経済』第39巻7号） 11頁。
- 3 風間秀人：『満州民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』（緑蔭書房、1993年）。
- 4 同前、186頁
- 5 山本有造：『「満州国」経済史研究』（名古屋大学出版会、2003年）。
- 6 同前、66頁
- 7 塚瀬進、前掲、2頁
- 8 解学詩『偽満洲国新編』（人民出版社、1995年）。
- 9 同前、769頁
- 10 注：本格的な統制経済は、1937年日中前面戦争前後に始まった。1937年5月の「重要産業統制法」公布・同年10月実施、10月の「綿花統制法」、1938年2月の「国家総動員法」、4月の「鉄鋼類統制法」、10月の「米穀管理法」、12月の「毛皮皮革類統制法」、1939年に入ると、一層「原綿、綿製品統制法」・「主要米穀統制法」・「小麦及び製粉業統制法」などである。
- 11 農村配給機構調査第九班『通陽県配給機構調査報告書』（康德9年7月） 10頁。
- 12 1940年6月～1943年4月偽満州国遼陽市警務科経済保管股長を勤めていた藤田順三の供述
中央档案馆、中国第二歴史档案馆、吉林省社会科学院合編『日本帝国主義侵華檔案資料選編（7）偽満
憲警統治』（中華書局、1993年） 651頁
- 13 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 11頁
- 14 農村配給機構調査海城班：『海城県配給機構調査報告書』（康德9年7月） 18頁。
- 15 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 56頁
- 16 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 33頁
- 17 同前、31頁
- 18 農村配給機構調査開原班：『開原県配給機構調査報告書』（康德9年7月） 13頁。
- 19 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 58頁
- 20 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 32頁

- 21 前掲、『開原県配給機構調査報告書』 13頁
- 22 問高省延吉県班：『生必物資ノ農村配給機構調査報告書』（康德9年7月） 53頁。
- 23 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 31頁
- 24 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 32頁
- 25 満洲国実業部臨時産業調査局：『農村実態調査報告書』第四卷（龍溪書舎 1989年復刻） 71、72頁。
- 26 前掲、『満州民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』 186頁
- 27 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 38頁
- 28 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 38頁
- 29 同前、53頁
- 30 前掲、『通陽県配給機構調査報告書』 62頁
- 31 同前、71頁
- 32 同前、60頁
- 33 同前、61頁
- 34 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 47頁
- 35 東北物資調節委員会研究組：『東北経済小叢書③（流通篇 上）』1948年 114頁
- 36 興農合作社中央会：『糧棧組合及組合員ニ関スル調査、統計篇』 1943年の統計により
- 37 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 47頁
- 38 警務総局経済保安科編：『満州国の経済警察』1944年 72頁
- 39 前掲、『海城県配給機構調査報告書』 73頁
- 40 同前、35頁
- 41 同前、35頁
- 42 同前、35頁
- 43 満州中央銀行調査部『全満都市の生活必需物資配給事情と闇価問題』（康德11年7月） 40～47頁。
- 44 満州中央銀行調査部『都市購買力実態調査報告書』（康德11年7月） 210頁。
- 45 王振経「農民の衣」（『満洲評論』第27巻第5号、昭和19年8月） 22頁。
- 46 前掲、『日本帝国主義侵華档案資料選編（7）偽満憲警統治』 650頁
- 47 前掲、『農村生必品物資配給機構調査報告書』 80頁